

群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

群馬地方労働審議会一般公示第1号

群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、群馬県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和7年3月18日までに、群馬地方労働審議会（前橋市大手町2丁目3番1号、群馬労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年3月4日

群馬地方労働審議会  
会長 友岡 邦之

